

総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第30号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後			改正前		
別表第5（第2条関係）			別表第5（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（3の項に掲げる申請を除	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機	ア 一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） <u>1万2,400円</u> イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） <u>（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する区分所有住宅（以下「区分所有住宅」という。）を除く。以下この表において同じ。）</u> 床面積（当該申請	1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（3の項に掲げる申請を除	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機	ア 一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） <u>6,100円</u> イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積をいう。以下この項から3の項まで、4の項（2）及び5の項（2）において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定め

改正後		改正前			
<p>く。)に関する事務 (住宅を新築する 場合に限る。)</p>	<p>関」という。)が交付する同法第6条の2第5項に規定する<u>確認書</u>(以下「<u>確認書</u>」という。)若しくは同項に規定する<u>住宅性能評価書</u>(以下「<u>住宅性能評価書</u>」という。)又はこれらの写しの提出があった場合の認定申請に対する審査</p>	<p>に係る住宅が属する一の建築物の床面積をいう。以下この項から3の項まで、4の項(2)及び5の項(2)において同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(ア) 500㎡以内のもの <u>2万2,800円</u></p> <p>(イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>3万7,800円</u></p> <p>(ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>6万3,100円</u></p> <p>(エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>10万1,200円</u></p> <p>(オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>15万4,600円</u></p> <p>(カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの <u>26万2,800円</u></p> <p>(キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの <u>33万2,900円</u></p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの <u>37万8,000円</u></p> <p>ウ <u>区分所有住宅</u> <u>イの(ア)から(ク)までの床面積の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p>	<p>く。)に関する事務 (住宅を新築する 場合に限る。)</p>	<p>関」という。)が交付する<u>適合証</u>(当該<u>長期優良住宅建築等計画</u>が<u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律</u>第6条第1項第1号から第5号までに掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。以下この項及び2の項において同じ。)の提出があった場合の認定申請に対する審査</p>	<p>る額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(ア) 500㎡以内のもの <u>1万2,300円</u></p> <p>(イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>2万1,800円</u></p> <p>(ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>3万1,400円</u></p> <p>(エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>5万8,800円</u></p> <p>(オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>10万1,200円</u></p> <p>(カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの <u>16万6,900円</u></p> <p>(キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの <u>20万5,300円</u></p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの <u>21万8,900円</u></p>
			<p>(2) 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書</p>	<p>ア 一戸建ての住宅 1万5,800円</p> <p>イ 共同住宅等床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その</p>	

改正後			改正前	
			<p>(住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する書類をいう。以下この項及び4の項において同じ。)(当該長期優良住宅建築等計画に係る住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準のうち設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に適合していることを証するものに限る。以下この項において同じ。)の写しの提出があった場合の</p>	<p>額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)  (ア) 500㎡以内のもの 5万8,400円  (イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの 9万2,300円  (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの 17万7,800円  (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの 30万900円  (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの 46万6,600円  (カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの 84万4,000円  (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの 115万4,500円  (ク) 30,000㎡を超えるもの 139万6,700円</p>

改正後			改正前		
	(2) <u>確認書及び住宅性能評価書並びにこれらの写しの提出がなかった場合の認定申請に対する審査</u>	<p>ア 一戸建ての住宅 <u>4万6,800円</u></p> <p>イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 500㎡以内のもの <u>11万200円</u></p> <p>(イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>17万6,500円</u></p> <p>(ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>34万8,900円</u></p> <p>(エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>62万4,900円</u></p> <p>(オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>107万4,400円</u></p> <p>(カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの <u>198万8,000円</u></p> <p>(キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの <u>284万500円</u></p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの <u>347万9,700円</u></p> <p>ウ <u>区分所有住宅 イの(ア)から(ク)までの床面積の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p>	認定申請に対する審査	(3) <u>適合証及び設計住宅性能評価書の写しの提出がなかった場合の認定申請に対する審査</u>	<p>ア 一戸建ての住宅 <u>4万6,100円</u></p> <p>イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 500㎡以内のもの <u>10万8,800円</u></p> <p>(イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>17万4,100円</u></p> <p>(ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>34万4,200円</u></p> <p>(エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>61万6,500円</u></p> <p>(オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>106万円</u></p> <p>(カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの <u>196万1,200円</u></p> <p>(キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの <u>280万2,300円</u></p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの <u>343万2,900円</u></p>
2 長期優良住宅建築等計画の認定の申請(3の項に掲げる申請を除く。)に関する事務(住	(1) <u>確認書又はその写しの提出があった場合の認定申請に</u>	<p>ア 一戸建ての住宅 <u>18,700円</u></p> <p>イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(そ</p>	(1) <u>登録住宅性能評価機関が交付する適合証の提出があっ</u>	<p>ア 一戸建ての住宅 <u>9,300円</u></p> <p>イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(そ</p>	

改正後			改正前		
宅を増築又は改築する場合に限る。)	対する審査	<p>の額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(ア) 500㎡以内のもの <u>3万4,300円</u></p> <p>(イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>5万6,700円</u></p> <p>(ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>9万4,600円</u></p> <p>(エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>15万1,900円</u></p> <p>(オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>23万2,000円</u></p> <p>(カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの <u>39万4,300円</u></p> <p>(キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの <u>49万9,400円</u></p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの <u>56万7,000円</u></p> <p>ウ <u>区分所有住宅 イの(ア)から(ク)までの床面積の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p>	宅を増築又は改築する場合に限る。)	た場合の認定申請に対する審査	<p>の額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(ア) 500㎡以内のもの <u>1万8,700円</u></p> <p>(イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>3万3,300円</u></p> <p>(ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>4万7,900円</u></p> <p>(エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>8万9,600円</u></p> <p>(オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>15万4,200円</u></p> <p>(カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの <u>25万4,300円</u></p> <p>(キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの <u>31万2,700円</u></p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの <u>33万3,600円</u></p>
	(2) <u>確認書及びその写しの提出がなかった場合の認定申請に対する審査</u>	<p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>区分所有住宅 イの(ア)から(ク)までの床面積の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p>	(2) <u>適合証の提出がなかった場合の認定申請に対する審査</u>	ア及びイ 略	
3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合の同法	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申		3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合の同法	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申	<u>1の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項、62の項又は66の項に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除し</u>

改正後			改正前		
第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に関する事務	出がある場合の同法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	<p>ア 一戸建ての住宅又は共同住宅等 1の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項, 62の項又は66の項に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額)を合算した額</p> <p>イ 区分所有住宅 1の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項, 62の項又は66の項に定める額を合算した額</p>	第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に関する事務	出がある場合の同法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	て得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額)を合算した額
4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画(同法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。)の変更の認定の申請(6の項及び7の項に掲げる申請を除く。)に関する事務(住宅を新築する	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について, 登録住宅性能評価機関が交付する当該	<p>ア 一戸建ての住宅 2万3,400円</p> <p>イ 共同住宅等 床面積(当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1(床面積の増加する部分にあつては, 当該増加する部分)の床面積をいう。)の区分に応じ, それぞれ次に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額)</p> <p>(ア) 500㎡以内のもの 11万200</p>	4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画(同法第9条第1項の認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。)の変更の認定の申請(6の項及び7の項に掲げる申請を除く。)に関する事務(住宅を新築する場合に限	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について, 登録住宅性能評価機関が交付する当該	<p>ア 一戸建ての住宅 2万3,000円</p> <p>イ 共同住宅等 床面積(当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1(床面積の増加する部分にあつては, 当該増加する部分)の床面積をいう。5の項(1)において同じ。)の区分に応じ, それぞれ次に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額)</p> <p>(ア) 500㎡以内のもの 10万8,80</p>

改正後		改正前	
場合に限る。)	<p>変更の内容に係る<u>確認書及び住宅性能評価書並びにこれらの写しの提出がなかった場合の変更の認定申請に対する審査</u></p> <p>円</p> <p>(イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>17万6,500円</u></p> <p>(ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>34万8,900円</u></p> <p>(エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>62万4,900円</u></p> <p>(オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>107万4,400円</u></p> <p>(カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの <u>198万8,000円</u></p> <p>(キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの <u>284万500円</u></p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの <u>347万9,700円</u></p> <p>ウ <u>区分所有住宅 イの(ア)から(ク)までの床面積(当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1(床面積の増加する部分)にあつては、当該増加する部分)の床面積をいう。)</u>の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	る。)	<p>変更の内容に係る<u>適合証(当該変更後の認定長期優良住宅建築等計画が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)</u>及び<u>設計住宅性能評価書(当該変更後の認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅が同号に掲げる基準のうち設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に適合していることを証するものに限る。4の項(2)において同じ。)</u>の写しの提出がなかった</p> <p>0円</p> <p>(イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>17万4,100円</u></p> <p>(ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>34万4,200円</u></p> <p>(エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>61万6,500円</u></p> <p>(オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>106万円</u></p> <p>(カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの <u>196万1,200円</u></p> <p>(キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの <u>280万2,300円</u></p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの <u>343万2,900円</u></p>

改正後			改正前		
				場合の変更 の認定申請 に対する審 査	
			(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、設計住宅性能評価書の写しの提出があった場合の変更の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 7,900円 イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額に1/2を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (ア) 500㎡以内のもの 5万8,400円 (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 9万2,300円 (ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの 17万7,800円 (エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 30万900円 (オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 46万6,600円 (カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの 84万4,000円 (キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの 115万4,500円 (ク) 30,000㎡を超えるもの 139万6,700円	
	(2) その他の変更の場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 6,200円 イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に	(3) その他の変更の場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 3,000円 イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に	



改正後			改正前		
		<p>係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 500㎡以内のもの <u>2万2,800円</u></p> <p>(イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>3万7,800円</u></p> <p>(ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>6万3,100円</u></p> <p>(エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>10万1,200円</u></p> <p>(オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>15万4,600円</u></p> <p>(カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの <u>26万2,800円</u></p> <p>(キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡が以内のもの <u>33万2,900円</u></p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの <u>37万8,000円</u></p> <p>ウ <u>区分所有住宅 イの(ア)から(ク)までの床面積の区分に応じ、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</u></p>			<p>係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 500㎡以内のもの <u>1万2,300円</u></p> <p>(イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>2万1,800円</u></p> <p>(ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>3万1,400円</u></p> <p>(エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>5万8,800円</u></p> <p>(オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>10万1,200円</u></p> <p>(カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの <u>16万6,900円</u></p> <p>(キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡が以内のもの <u>20万5,300円</u></p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの <u>21万8,900円</u></p>
5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（6の項及び7の項に掲げる	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定	<p>ア 略</p> <p>イ <u>共同住宅等 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分）の床面積をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当</u></p>	5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（6の項及び7の項に掲げる	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定	<p>ア 略</p> <p>イ <u>共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</u></p>

改正後			改正前		
申請を除く。)に関する事務(住宅を増築又は改築する場合に限る。)	長期優良住宅建築等計画の変更について、 <u>確認書及びその写し</u> の提出がなかった場合の変更の認定申請に対する審査	該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア)～(ク) 略 ウ <u>区分所有住宅 イの(ア)から(ク)までの床面積(当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1(床面積の増加する部分)にあつては、当該増加する部分)の床面積をいう。)</u> の区分に応じ、それぞれに定める額	申請を除く。)に関する事務(住宅を増築又は改築する場合に限る。)	長期優良住宅建築等計画の変更について、 <u>登録住宅性能評価機関が交付する当該変更の内容に係る適合証</u> の提出がなかった場合の変更の認定申請に対する審査	(ア)～(ク) 略
	(2) その他の変更の場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>9,300円</u> イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>3万4,300円</u> (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>5万6,700円</u> (ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>9万4,600円</u> (エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>15万1,900円</u> (オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>23万2,000円</u> (カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以		(2) その他の変更の場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>4,600円</u> イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>1万8,700円</u> (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>33万300円</u> (ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>47万900円</u> (エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>89万600円</u> (オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>15万4,200円</u> (カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以

改正後			改正前		
		<p>内のもの <u>39万4,300円</u>  (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡が  以内のもの <u>49万9,400円</u>  (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>56  万7,000円</u>  ウ <u>区分所有住宅 イの(ア)から  (ク)までの床面積の区分に応  じ,それぞれに定める額に2分の1  を乗じて得た額(その額に100円  未満の端数を生じたときは,これ  を切り捨てた額)</u></p>			<p>内のもの <u>25万4,300円</u>  (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡が  以内のもの <u>31万2,700円</u>  (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>33  万3,600円</u></p>
<p>6 長期優良住宅の  普及の促進に關する  法律第8条第2項  において準用する  同法第6条第2項の  規定による申出が  ある場合の同法第  8条第1項の規定に  よる認定長期優良  住宅建築等計画の  変更の認定の申請  に關する事務</p>	<p>長期優良住宅  の普及の促進  に關する法律  第8条第2項に  おいて準用する  同法第6条第  2項の規定によ  る申出がある  場合の同法第8  条第1項の規定  による認定長  期優良住宅建  築等計画の変  更の認定の申  請に對する審  査</p>	<p>ア <u>一戸建ての住宅又は共同住宅  等 3の項に定める額と当該申請  に關する住宅が属する一の建築物  について別表第3の1の項, 62の項  又は66の項に定める額を当該建  築物における変更の認定の申請  に關する住戸の数で除して得た額  (その額に100円未満の端数を生  じたときは,これを切り捨てた  額)を合算した額</u>  イ <u>区分所有住宅 3の項に定める  額と当該申請に關する住宅が属す  る一の建築物について別表第3の  1の項, 62の項又は66の項に定め</u></p>	<p>6 長期優良住宅の  普及の促進に關する  法律第8条第2項  において準用する  同法第6条第2項の  規定による申出が  ある場合の同法第  8条第1項の規定に  よる認定長期優良  住宅建築等計画の  変更の認定の申請  に關する事務</p>	<p>長期優良住宅  の普及の促進  に關する法律  第8条第2項に  おいて準用する  同法第6条第  2項の規定によ  る申出がある  場合の同法第8  条第1項の規定  による認定長  期優良住宅建  築等計画の変  更の認定の申  請に對する審  査</p>	<p><u>3の項に定める額と当該申請に關する  住宅が属する一の建築物について  別表第3の1の項, 62の項又は66の項  に定める額を当該建築物における  変更の認定の申請に關する住戸の数  で除して得た額(その額に百円未満  の端数を生じたときは,これを切り  捨てた額)を合算した額</u></p>

改正後			改正前		
		額を合算した額			
7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定による管理者等が選任された場合における同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に関する事務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定による管理者等が選任された場合における同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	6,200円	7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に関する事務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	3,000円
8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に関する事務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	6,200円	8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に関する事務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	3,000円
9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による容積率の特例の許可	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による容	16万7,500円			

改正後			改正前		
の申請に関する事務	積率の特例の許可の申請に対する審査				

附 則  
この条例は、令和4年2月20日から施行する。